

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	芦屋市 国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

芦屋市は、国民健康保険に関する事務において特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

芦屋市長

公表日

令和6年4月21日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 国民健康保険の加入、脱退手続業務並びに適正な資格管理 国民健康保険の被保険者の属する世帯に対し、所得、人数に応じた保険料の賦課、軽減及び減免 国民健康保険納額通知書等及び納付書の発行及び送付 資格、所得状況より証及び証明書関係の発行及び送付 被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関する保険給付並びに給付状況の管理 被保険者情報および高額該当の引き継ぎ情報を国保情報集約システムと連携する 情報提供に必要な情報を「副本」として保持する オンライン資格確認に関する業務 公的受取口座を活用した公金給付に関する事務 標準準拠システムへの更新及びガバメントクラウドへの移行に関する事務
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> 国民健康保険（賦課）システム 国民健康保険（資格）システム 国民健康保険（給付）システム 収納消込／滞納管理システム 団体内統合利用番号連携サーバー 中間サーバー 国保総合システムおよび国保情報集約システム 医療保険者等向け中間サーバー等 次期国民健康保険（賦課）システム 次期国民健康保険（資格）システム 次期国民健康保険（給付）システム 次期収納消込／滞納管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
<ol style="list-style-type: none"> 国民健康保険賦課ファイル 国民健康保険資格ファイル 国民健康保険給付ファイル 国民健康保険収納滞納ファイル 	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号） <ul style="list-style-type: none"> 番号法第9条第1項 別表第一の30の項 番号法第9条第2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（別表第一省令）（平成26年内閣府・総務省令第5号） <ul style="list-style-type: none"> 別表第一省令第24条 芦屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年12月18日条例第43号） <ul style="list-style-type: none"> 別表第2の2の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[実施する]</p> <ol style="list-style-type: none"> 実施する 実施しない 未定

②法令上の根拠	<p>1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、46の項 ・第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、120の項 ・第三欄(情報提供者)が「他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、9、12、15、17、22、88、97、106、109の項 <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一欄(情報照会者)に「市町村長」を含む項のうち、42、43、44、45の項目 <p>2. 芦屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 (平成27年12月18日条例第43号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別表第2の2の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部市民室保険課
②所属長の役職名	保険課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号 659-8501 芦屋市精道町7番6号 芦屋市役所 総務部総務室総務課文書統計係 TEL 0797-38-2010 FAX 0797-38-8691
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号 659-8501 芦屋市精道町7番6号 芦屋市役所 市民生活部市民室保険課 TEL 0797-38-2035 FAX 0797-38-2158

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I-5-②所属長	阪元 靖司	越智 恭宏	事後	重要な変更には該当しない、人事異動に伴う変更
平成29年4月1日	I-1-②事務の概要	(省略) 6. 情報提供に必要な情報を「副本」として保持する	(省略) 6. 被保険者情報および高額該当の引き継ぎ情報を国保情報集約システムと連携する 7. 情報提供に必要な情報を「副本」として保持する	事前	
平成29年4月1日	I-1-③システムの名称	1. 国民健康保険(賦課)システム 2. 国民健康保険(資格)システム 3. 国民健康保険(給付)システム 4. 収納消込/滞納管理システム 5. 団体内統合利用番号連携サーバー 6. 中間サーバー	1. 国民健康保険(賦課)システム 2. 国民健康保険(資格)システム 3. 国民健康保険(給付)システム 4. 収納消込/滞納管理システム 5. 団体内統合利用番号連携サーバー 6. 中間サーバー 7. 次期国保総合システムおよび国保情報集約システム	事前	
平成29年4月1日	I-4-②法令上の根拠	(省略) ・第三欄(情報提供者)が「他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、17、22、88、97、106、120の項 (省略)	(省略) ・第三欄(情報提供者)が「他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、9、12、15、17、22、88、97、106、120の項 (省略)	事前	
平成30年4月1日	II しいき値判断項目 1	平成29年3月31日時点	平成30年3月31日時点	事後	重要な変更には該当しない
平成30年4月1日	II しいき値判断項目 2	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	重要な変更には該当しない
平成31年4月1日	I-3 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の30の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第24条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の30の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第24条 3. 芦屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年12月18日条例第43号) ・別表第2の2の項	事後	重要な変更には該当しない
平成31年4月1日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、46の項 ・第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項 ・第三欄(情報提供者)が「他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、9、12、15、17、22、88、97、106の項 (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)に「市町村長」を含む項のうち、42、43、44、45の項目	1. 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、46の項 ・第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項 ・第三欄(情報提供者)が「他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、9、12、15、17、22、88、97、106の項 (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)に「市町村長」を含む項のうち、42、43、44、45の項目 2. 芦屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年12月18日条例第43号) ・別表第2の2の項	事後	重要な変更には該当しない
平成31年4月1日	I-5-②所属長(の役職名)	越智 恭宏	保険課長	事後	様式の新規追加のため
平成31年4月1日	II しいき値判断項目 1	平成30年3月31日時点	平成31年4月1日時点	事後	重要な変更には該当しない
平成31年4月1日	II しいき値判断項目 2	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	重要な変更には該当しない
平成31年4月1日	IV リスク対策	なし	新規追加のとおり	事後	様式の新規追加のため
令和2年4月1日	II しいき値判断項目 1	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	重要な変更には該当しない
令和2年4月1日	II しいき値判断項目 2	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	重要な変更には該当しない
令和2年6月1日	I-1-②事務の概要	(省略) 7. 情報提供に必要な情報を「副本」として保持する	(省略) 7. 情報提供に必要な情報を「副本」として保持する 8. オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)	事前	オンライン資格確認システム稼働に向けた事前準備事務の追加に伴う変更
令和2年6月1日	I-1-③システムの名称	(省略) 7. 次期国保総合システムおよび国保情報集約システム	(省略) 7. 次期国保総合システムおよび国保情報集約システム 8. 医療保険者等向け中間サーバー等	事前	オンライン資格確認システム稼働に向けた事前準備事務の追加に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月1日	I-3 法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <p>・番号法第9条第1項 別表第一の30の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)</p> <p>・別表第一省令第24条</p> <p>3. 芦屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年12月18日条例第43号)</p> <p>・別表第2の2の項</p>	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <p>・番号法第9条第1項 別表第一の30の項</p> <p>・番号法第9条第2項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)</p> <p>・別表第一省令第24条</p> <p>3. 芦屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年12月18日条例第43号)</p> <p>・別表第2の2の項</p> <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <p>・番号利用法 第9条第1項(利用範囲)</p> <p>別表第1 項番30</p> <p>・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条</p> <p>・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	事前	オンライン資格確認システム稼働に向けた事前準備事務の追加に伴う変更
令和2年6月1日	I-4-② 法令上の根拠	<p>1. 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、46の項</p> <p>・第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、120の項</p> <p>・第三欄(情報提供者)が「他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、9、12、15、17、22、88、97、106、109の項</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>・第一欄(情報照会者)に「市町村長」を含む項のうち、42、43、44、45の項目</p> <p>2. 芦屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年12月18日条例第43号)</p> <p>・別表第2の2の項</p>	<p>1. 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、46の項</p> <p>・第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、120の項</p> <p>・第三欄(情報提供者)が「他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、9、12、15、17、22、88、97、106、109の項</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>・第一欄(情報照会者)に「市町村長」を含む項のうち、42、43、44、45の項目</p> <p>2. 芦屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年12月18日条例第43号)</p> <p>・別表第2の2の項</p> <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <p>・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)</p> <p>・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	事前	オンライン資格確認システム稼働に向けた事前準備事務の追加に伴う変更
令和2年6月1日	II しきい値判断項目 1	令和2年4月1日時点	令和2年6月1日時点	事前	オンライン資格確認システム稼働に向けた事前準備事務の追加に伴う変更
令和2年6月1日	II しきい値判断項目 2	令和2年4月1日時点	令和2年6月1日時点	事前	オンライン資格確認システム稼働に向けた事前準備事務の追加に伴う変更
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 1	令和2年6月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	重要な変更には該当しない
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 2	令和2年6月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	重要な変更には該当しない
令和3年9月1日	I-4-② 法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事前	法改正に伴う変更
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 1	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	重要な変更には該当しない
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 2	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	重要な変更には該当しない
令和4年12月20日	I-1-②事務の概要	(省略) 7. 情報提供に必要な情報を「副本」として保持	(省略) 7. 情報提供に必要な情報を「副本」として保持	事後	オンライン資格確認に関する事務への変更
令和4年12月20日	I-1-①事務の概要	(省略) 7. 情報提供に必要な情報を「副本」として保持	(省略) 7. 情報提供に必要な情報を「副本」として保持	事前	公的受取口座を活用した公金給付に関する事務の追加
令和4年12月20日	I-1-③システムの名称	(省略) 7. 次期国保総合システムおよび国保情報集約	(省略) 7. 国保総合システムおよび国保情報集約シ	事後	重要な変更には該当しない
令和5年4月1日	I-5-② 部署	市民生活部保険課	市民生活部市民室保険課	事後	重要な変更には該当しない 組織改正に伴う変更
令和5年4月1日	I-7 請求先	郵便番号 659-8501 芦屋市精道町7番6号	郵便番号 659-8501 芦屋市精道町7番6号	事後	重要な変更には該当しない 組織改正に伴う変更
令和5年4月1日	I-8 連絡先	郵便番号 659-8501 芦屋市精道町7番6号	郵便番号 659-8501 芦屋市精道町7番6号	事後	重要な変更には該当しない 組織改正に伴う変更
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 1	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	重要な変更には該当しない
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 2	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	重要な変更には該当しない
令和5年10月17日	I-1-②事務の概要	(省略) 8. オンライン資格確認に関する事務	(省略) 8. オンライン資格確認に関する事務	事前	次期国保情報集約システムの機器更改における運用テスト
令和5年10月17日	I-1-③システムの名称	(省略) 7. 国保総合システムおよび国保情報集約シ	(省略) 7. 国保総合システムおよび国保情報集約シ	事前	次期国保情報集約システムの機器更改における運用テスト
令和6年4月1日	I-1-②事務の概要	(省略) 10. 次期国保情報集約システムの機器更改に	(省略) 10. 標準準拠システムへの更新及びガバメン	事前	次期国保情報集約システムの機器更改における運用テスト
令和6年4月1日	I-1-③システムの名称	(省略) 9. 次期国保情報集約システム	(省略) 8. 医療保険者等向け中間サーバー等	事前	次期国保情報集約システムを削除し、標準準拠システムを
令和6年4月1日	I-3 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)	事後	<オンライン資格確認に関する業務>以下を削除
令和6年4月1日	I-4-②法令上の根拠	1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	<オンライン資格確認に関する業務>以下を削除
令和6年4月1日	II しきい値判断項目 1	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	重要な変更には該当しない
令和6年4月1日	II しきい値判断項目 2	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	重要な変更には該当しない